

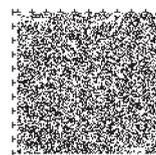
第3期朝倉市障がい者計画

概要版

(令和6年度～令和11年度)

令和6年3月

朝 倉 市

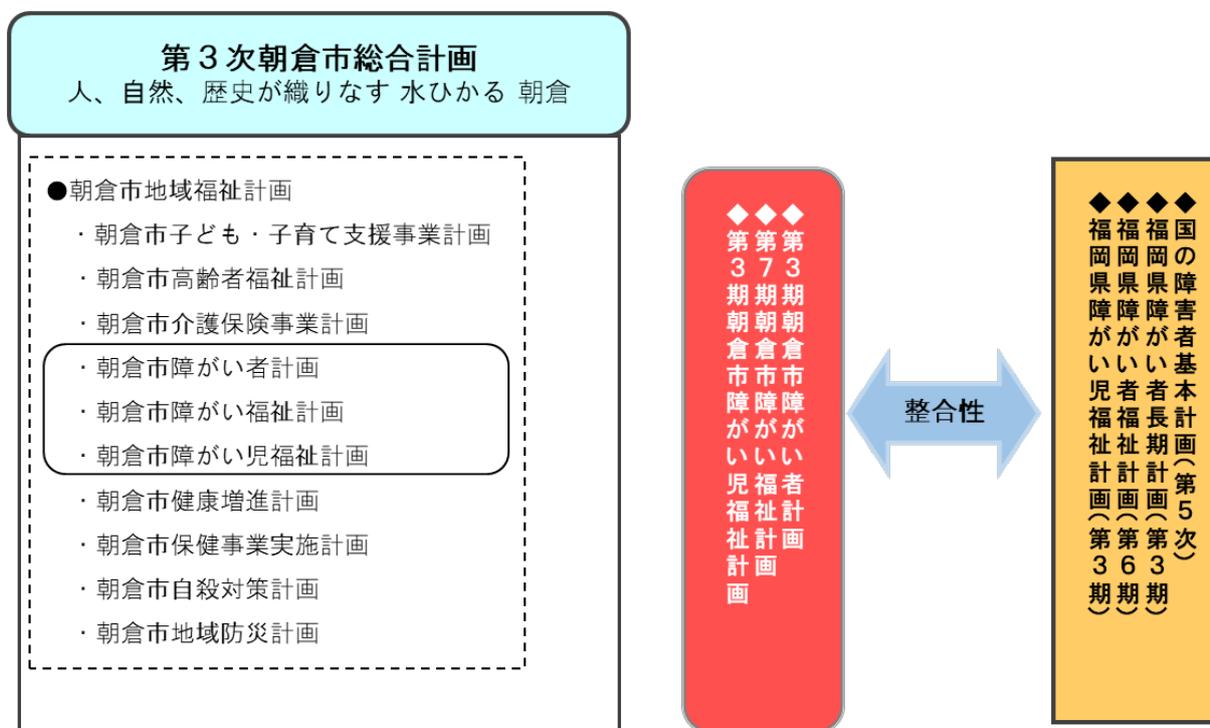


障がい者計画とは？

障がいのある人のための施策の方向性を定めた計画です。

- この計画は、障害者基本法（第11条）に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がいのある人のための**施策の基本理念と方向性を定めた中長期の計画**です。
- この計画は、国および福岡県の障がい者に係る計画の主旨を踏まえ、第3次朝倉市総合計画、朝倉市地域福祉計画、朝倉市子ども・子育て支援事業計画、朝倉市高齢者福祉計画等、他の障がい者施策に関わる諸計画との整合性を図り策定しました。

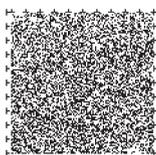
他の行政計画との関係



計画の期間

「第3期朝倉市障がい者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
<今回策定する計画>								
第2期朝倉市障がい者計画 基本理念と施策の方向性			第3期朝倉市障がい者計画 基本理念と施策の方向性					



計画の基本理念

基本理念はこれまで計画で掲げてきた考え方を踏襲するとともに、障害者基本法の「地域社会における共生」の考え方にたち、障がいへの理解の促進と支え合う市民意識を醸成し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会において、共に安心・安全に暮らせる福祉のまちづくりを目指して、基本理念を下記のとおりとします。

すべての人が自分らしく
安心・安全に暮らせる 共生のまち あさくら

すべての人が自分らしく暮らせる

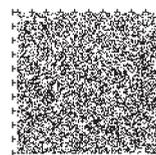
障がい者（児）が地域で自立した生活を送れるよう、雇用・就業環境の向上、福祉、医療、教育等関係分野の相互連携の強化による生活支援体制の充実を目指します。

すべての人が安心・安全に暮らせる

障がい者（児）が地域生活を継続していくうえで、安全に安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した環境の整備、災害時における安全を確保できる環境の整備を目指します。

共生のまち あさくら

「地域社会における共生」の考え方にたち、地域社会における障がいに対する理解を深め、ともに支え合いより良い市民生活の実現を目指します。



施策の全体像（施策体系）

基本理念

すべての人が自分らしく
安心・安全に暮らせる 共生のまち あさくら

【基本目標】

【基本目標を実現するための施策と取組方向】

基本目標 1

障がい者を理由とする差別を解消し、社会的障壁を除去します

1-1 広報啓発活動の推進

- 1-1-1 広報啓発活動の推進
- 1-1-2 適切な情報提供

1-2 人権・権利擁護の推進

- 1-2-1 人権・権利擁護の推進

1-3 障がい者を理由とする差別解消の推進

- 1-3-1 障がい者に対する差別等の禁止
- 1-3-2 社会的障壁除去のための合理的配慮
- 1-3-3 情報・意思疎通支援の充実

基本目標 2

尊厳をもった日常生活等を実現する生活支援を推進します

2-1 相談支援体制の充実

- 2-1-1 相談支援体制の整備
- 2-1-2 介護する家族への支援

2-2 障がい福祉サービスの充実

- 2-2-1 在宅福祉サービスの充実
- 2-2-2 施設福祉サービスの充実
- 2-2-3 地域生活への移行支援

2-3 専門人材の育成

- 2-3-1 専門人材の育成・確保

基本目標 3

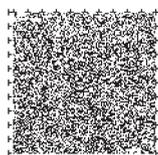
保健・医療・福祉の連携による切れ目のない支援体制を構築します

3-1 保健・医療・福祉サービスの充実

- 3-1-1 医療費の給付・助成制度の周知
- 3-1-2 障がいの発生予防、早期発見・早期治療
- 3-1-3 重症心身障がい児・者、医療的ケア児・者の保健・医療施策の推進
- 3-1-4 精神保健施策の充実
- 3-1-5 難病に関する施策の推進

3-2 発達障がい児・者の支援の充実

- 3-2-1 発達・療育支援環境の充実



【基本目標】

【基本目標を実現するための施策と取組方向】

**基本目標
4**

障がい特性に合わせた
多様な生活基盤を整備し
ます

- 4-1 道路、公共施設等のバリアフリー化の推進
 - 4-1-1 道路等のバリアフリー化の推進
 - 4-1-2 公共施設等のバリアフリー化の推進
 - 4-1-3 住宅の確保
- 4-2 移動・交通手段の確保
 - 4-2-1 移動・交通手段の確保
 - 4-2-2 移動支援の充実
- 4-3 災害時等での安心・安全対策の強化
 - 4-3-1 災害時における避難支援体制の強化
 - 4-3-2 防犯・交通安全対策の推進

**基本目標
5**

働く機会の確保と経済的
自立のための支援に取り
組めます

- 5-1 障がい特性に応じた就労支援、就業機会の確保
 - 5-1-1 多様な就労への支援
 - 5-1-2 一般就労の促進
- 5-2 就労定着のための支援
 - 5-2-1 就労定着への支援
- 5-3 障がい者雇用の促進
 - 5-3-1 障がい者雇用の促進
- 5-4 経済的自立のための支援
 - 5-4-1 経済的支援の実施

**基本目標
6**

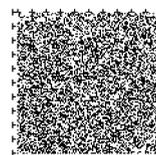
生涯にわたるインクルー
シブ教育システムの構築
を進めます

- 6-1 障がい児保育・教育環境の充実
 - 6-1-1 障がい児保育の充実
 - 6-1-2 障がい児教育の充実
 - 6-1-3 学校施設の整備・充実
- 6-2 福祉教育の推進
 - 6-2-1 学校教育における福祉教育の推進
 - 6-2-2 地域における福祉教育の推進

**基本目標
7**

文化芸術・スポーツ等に
親しむための取り組みを
総合的に推進します

- 7-1 地域活動への参加促進
 - 7-1-1 地域活動への参加促進
- 7-2 地域交流・ボランティア活動の促進
 - 7-2-1 地域交流活動の推進
 - 7-2-2 ボランティア活動の促進
- 7-3 スポーツ・文化活動等への参加促進
 - 7-3-1 スポーツ・レクリエーション活動の参加促進
 - 7-3-2 文化活動・生涯学習の振興



施策の基本目標

基本理念のもと、施策の基本目標を定めて、取り組みを進めます。

基本目標

1

障がいを理由とする差別を解消し、 社会的障壁を除去します

市民や事業者等の幅広い理解を得るための広報啓発活動を推進するとともに、障がい者団体等との連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。また、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行等の社会的障壁を除去するための合理的配慮を行っていくとともに、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上が図られるよう努めます。

さらに、本市では、必要かつ合理的な配慮を行うとともに、差別を受けた場合の相談体制の構築等について職員対応要領を定めて対応します。また、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障がいのある人が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設・設備の整備等の合理的配慮を行います。

基本目標

2

尊厳をもった日常生活等を 実現する生活支援を推進します

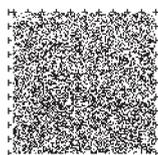
すべての障がいのある人が個人としての尊厳をもって日常生活・社会生活を営むことができるよう、在宅サービス、障がいのある子どもへの支援、障がい福祉サービスの質の向上、福祉人材の育成・確保等を計画的に着実に推進します。

基本目標

3

保健・医療・福祉の連携による 切れ目のない支援体制を構築します

地域において身近に相談できる人の確保や専門の相談機関の充実を図るとともに、障がいのある人がそれぞれのライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉の連携を密にして切れ目のない支援体制を構築することを目指し、これらの体制を支える専門人材の育成に取り組みます。また、複数の分野で対応することが必要な障がいのある方に対しては、関係機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に効果的な対応を行うよう努めます。



基本目標

4

障がい特性に合わせた 多様な生活基盤を整備します

障がいのある人に配慮した福祉のまちづくり、住環境・移動環境の整備、利用しやすい施設等の整備により、生活環境における社会的障壁を除去する取り組みを推進します。また、大規模災害の発生や感染症の拡大に備えた、障がいのある人それぞれの特性や状態に応じたさまざまな支援が実施できる体制を整えます。

基本目標

5

働く機会の確保と経済的自立 のための支援に取り組みます

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じた就業を行えるように、就業支援のためのさまざまな福祉サービスの提供体制づくりを推進します。また、一般就労が困難な方に対してはきめ細かな就労支援サービスの充実に努めます。このほか賃金水準の向上につながる総合的な支援を行うとともに、年金、手当、各種割引・減免等の所得保障等経済的自立のための支援の充実に努めます。

基本目標

6

生涯にわたる インクルーシブ教育システムの構築を進めます

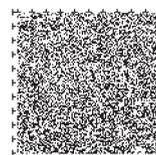
「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」の理念を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みづくりを進めます。また、障がいのある人が生涯を通じて豊かな人生を送るためさまざまな学習や関連施策を推進し、共生社会の実現を目指します。

基本目標

7

文化芸術・スポーツ等に 親しむための取り組みを総合的に推進します

障がいのある人がその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等のさまざまな機会に親しむことができるよう関係施策を横断的かつ総合的に推進し共生社会の実現を目指します。



国内法整備等の主な動き

我が国では、さまざまな制度の改革が行われ、これらの法律の規定や趣旨を踏まえた施策が進められています。

- **「障害者虐待防止法」の制定(平成23年6月成立、平成24年10月施行)**
 - ・ 障害者虐待を発見した場合の通報の義務化
 - ・ 市町村虐待防止センターの設置、立ち入り調査権等の規定 等
- **「障害者基本法」の一部改正(平成23年7月成立、8月施行※一部を除く)**
 - ・ 目的規定や障害者の定義の見直し、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が新たな理念となる
 - ・ 社会的な障壁を取り除くための配慮を行政等に求める 等
- **「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正(平成24年6月成立、平成25年4月施行※一部を除く)**
 - ・ 障害者基本法の一部改正の理念を踏まえた目的規定の改正
 - ・ 障害者の範囲の見直し(難病が障害者の範囲に加えられる) 等
- **「障害者差別解消法」の制定(平成25年6月成立、平成28年4月施行)**
 - ・ 障害者の差別解消に向けた差別的な取扱いの禁止
 - ・ 合理的配慮の不提供の禁止 等
- **「難病法」の制定(平成26年5月成立、平成27年1月施行)**
 - ・ 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立
 - ・ 療養生活環境整備事業の実施 等
- **「障害者雇用促進法」の一部改正(平成26年5月成立、平成28年4月施行)**
 - ・ 障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助
 - ・ 法定雇用率の算定基礎の見直し(精神障害者が算定基礎に加わる) 等
- **「発達障害者支援法」の一部改正(平成28年5月成立、8月施行)**
 - ・ 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
 - ・ 発達生活全般にわたる支援の促進
- **「災害対策基本法」の一部改正(令和3年5月成立、施行)**
 - ・ 個別避難計画の作成を市町村長の努力義務とする 等
- **「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(令和4年5月成立、施行)**
 - ・ 情報アクセスとコミュニケーションにバリアを抱える障害者が、障害のない人たちの情報アクセスとコミュニケーションと同様の保障を実現
 - ・ 障害者差別解消法において合理的配慮を的確に実施するための「事前的改善措置」として位置づけ

第3期朝倉市障がい者計画【概要版】(令和6年3月)

朝倉市福祉事務所 TEL: 0946-28-7551 Fax: 0946-22-5199

